

江別市立中央中学校

『いじめ防止基本方針』

令和5年12月改定

## 江別市立中央中学校いじめ防止基本方針

### 1. 基本理念

基本方針は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、江別市立中央中学校のいじめ防止のために策定した。

この基本方針のもとに、中央中学校では豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進し、全ての子どもが、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送るために、いじめの起こらない学校づくりを推進する。

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめ防止対策推進法第3条)

### 2. いじめの定義、いじめの理解

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ。

②いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。

- ③いじめは、単に「加害者」と「被害者」だけの問題ではなく、「観衆」や「傍観者」などの周囲を含めた「集団の問題」であることを認識する。
- ④いじめの中には、「犯罪行為」や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが必要となるものが含まれており、想定される主な事例には次のようなものがある。

学校で起こり得る主な事例	該当し得る犯罪
性器や胸・お尻を触る。	不同意わいせつ（刑法第176条）
同級生に「死ね」とそそのかし、その同級生が自殺した。	自殺関与（刑法第202条）
顔を殴打しケガを負わせる。	傷害（刑法204条）
同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。	暴行（刑法第208条）
裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫（刑法第222条）
遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。	強要（刑法第223条）
教科書等の所持品を盗む。	窃盗（刑法第235条）
断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。	恐喝（刑法第249条）
スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。	児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）

これらの対応にあたっては、教育的な配慮や被害生徒の意向を十分に配慮したうえで、生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に相談・通報を行い、適切な援助を求める必要がある。

### 3. いじめ対策のための校内組織の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、該当担任、養護教諭等による「学校いじめ対策委員会」を設置する。また、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）と連携を図り、迅速かつ適切な対応を図る。

委員会は、いじめ問題に組織的に取り組むに当たって中核となるものであり、次の役割を担う。

#### 【学校いじめ対策委員会の主な役割】

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ②いじめの相談・通報の窓口
- ③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報収集と記録、共有
- ④いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

### 4. いじめの未然防止のための取組

- ①いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、生徒が自主的にいじめの問題について考え、いじめの防止に資する活動に取り組む。  
また、未然防止の基本は、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ②生徒に対して、学校いじめ対策委員会への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。  
加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学級・学校風土をつくる。
- ③教職員においても、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。  
特に配慮が必要な下記生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえ、プライバシーに十分配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
  - 多様な背景（発達障がい、精神疾患、健康課題）を持つ生徒
  - 支援を要する家庭状況（経済的困難、家庭での過重な負担等）にある生徒
  - 海外から帰国した生徒や外国籍の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
  - 性的マイノリティ（典型的とされていない性自認や性的指向を持つ人又は性自認や性的指向が定まっていない若しくは持たない人）の当事者であることにより困難を抱えている生徒

- 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒
- ④未然防止のための具体策として、いじめゼロを目指した生徒会活動や、ネットいじめ防止のための情報モラル教室などを実施する。
  - ⑤学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。

## 5. 早期発見

- ①いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。
- ②日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ③北海道教育委員会や市等が実施するいじめアンケート（6月 10月 2月）を活用し、「いじめ見逃しゼロ」の取組の充実を図る。
- ④生徒の「早期の問題認識能力（心の危機に気付く力）」を養い、「援助希求的態度（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと）」を育成できるよう、必要な教育を行うとともに、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が生徒の心情に寄り添い、迅速に対応することを徹底する。教職員は、生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを理解する。

## 6. いじめへの対処

- ①学校の教職員が、いじめの発見・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに、組織的に対応し、学校いじめ対策委員会に対し報告する。各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- ②学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ③いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、あらかじめ保護者等に対して説明のうえ、学校から警察へ相談・通報を行う。
- ④いじめへの対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。
- ⑤いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒の進学や進級、転学の際には、学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎが確実に行う。

## 7. インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ①スマホ・ネット利用に伴うSNS等のトラブル防止のため、「えべつスマート4R u

「les（ルール）」の浸透を図るなど、生徒及び保護者に対して情報モラル教育に関する啓発活動を行う。

- ②教育委員会が実施するネットパトロールに加え、学校でも必要に応じてネットパトロールを行い、関係機関と連携・協力して対応を進める。

## 8. いじめの解消

- ①いじめは、謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。
  - ・被害生徒に心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態の期間が、少なくとも3か月を目安とする。
  - ・被害生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ②いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策委員会は、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- ③いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

## 9. 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

重大事態とは、法の規定に基づき、次の場合をいう。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（いじめ防止対策推進法第28条）

- (1) の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。
- (2) の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
- (3) 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できない。

### (2) 学校による調査

#### ① 重大事態の報告

学校は重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

②重大事態の調査組織

学校は、事案が重大事態であると判断したときには、速やかに調査組織を設ける。

③事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（から）、誰から、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係、教職員の対応方法など事実関係を、可能な限り網羅的に確認する。

④いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。